

第 3 1 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 1 月 8 日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第31回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年11月8日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（17名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	宍 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
7番	平 賀 武	8番	加藤岡 一 弘
9番	内 山 充 弘（会長）	10番	中 村 和 敏
11番	川 嶋 一 美	12番	板 倉 小百合
13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）	14番	梅 原 英 男
15番	齋 藤 重 幸	16番	鵜 澤 英 夫
17番	今 関 喜 明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～4）

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～6）

第7 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
（整理番号1～5）

第8 報告第3号 千葉地方裁判所からの照会について
（整理番号1～2）

第9 報告第4号 東京国税局からの照会について

(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	片岡和信
主任書記	長谷川聡彦	主任書記	井内和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第31回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第31回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、平賀久雄委員及び齊藤義信委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～4)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、議案第1号の案件は4件予定されております。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、養安寺字二本松、地目 畑の1筆、面積330㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1 ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

次に、整理番号2、申請地は、北今泉字南上ノ台、地目 田の1筆、面積191㎡を、贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は後継者不在により経営規模を縮小するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

5 ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

次に、整理番号3、申請地は、金谷郷字七沼前、地目 田の1筆、及び地目 畑の1筆 合計面積1,073㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は申請人の申し出によるため、義務者は遠方で耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料9ページから12ページまでになります。

9 ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の全部効率利用において、貸付地がありますが、土地改良事業予定地内の農地であり、担い手への貸付けであることから、「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

次に、整理番号4、申請地は、四天木字神明、地目 畑の1筆、及び、地目 田の2筆 合計面積4,462㎡を、贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は申請人の申し出によるため、義務者は資産整理のための生前贈与す

るということでございます。

申請位置は、別添資料の差し替えいただいた、図面4ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料13ページから18ページまでになります。

13ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、宍倉喜八郎委員、お願いいたします。

○宍倉委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明の通りでございます。

11月3日に、宍倉推進委員さんと、現地立ち会いのもと、義務者にお話を伺い、確認しました。

以前より権利者に、申請地の作付けをお願いしていたそうです。

義務者は、現在勤め人で、耕作もできないため、権利者に所有権移転の相談をしたところ、両者の間で合意し、申請に間違いはないという回答でした。

申請地は、自宅の近くでもあり、隣接農地も自己所有で綺麗に管理されていました。

以上、特に問題はないと思われま

すが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 議案第1号、整理番号2について、調査報告を致します。

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

調査は11月2日、市東推進委員さんと申請地を確認しました。

また、権利者、義務者ともに遠方のため、電話での聞き取りとなりました。

双方とも今回の申請に間違いはないとのことでした。

権利者は現在、地元を離れ、土地は近くの方に貸しているそうです。

権利者の娘さんが義務者の自宅を購入したことから、今回の申請に至ったとのこと

です。権利者は夫婦で農業をされており、今後は通いながら娘さんと耕作をしていきたいとのこと

でした。

特に問題はないと思いますが、皆様の慎重審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは、議案第1号、整理番号3について、調査結果を報告いたします。

内容については事務局説明の通りでございます。

11月2日に伊藤推進委員さんと権利者から説明を受け、義務者は遠方のため電話での聞き取り調査を実施いたしました。

義務者と権利者は親戚関係であり、申請地は現在進められている両総土地改良区山辺工区の事業区域内であり、耕作はされていませんが、草刈等を行い管理されています。

義務者からは、以前、近隣の人に耕作を依頼していましたが、耕作を断られ、困ってしまい、権利者に相談したところ、話がまとまり、今回の申請に至りました。

権利者からは、現在、耕作しづらい場所なので、土地改良事業の工事が来年度から始まる予定で、それまでの間、私が管理をして、その後、営農組合に集積集約し、耕作します。

とのことで、今回の申請に間違いありません。

特に問題はないかと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 議案第1号整理番号4について、調査報告を申し上げます。

内容は、事務局の説明の通りです。

今月3日、鵜沢推進委員と2名で、義務者宅にて話を伺い、今回の申請は間違いのないことでした。

権利者に確認したところ、間違いのないということでした。

現地も綺麗に管理されており、問題はないと思いますが、慎重審議よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から4に

対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」、を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

申請地は、北横川字下沼、地目 田の1筆、面積460㎡を既存店舗の駐車場拡張のために転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の５ページをご覧くださいまして、赤で示す箇所であります。

計画の詳細は、別添の詳細資料、１９ページから３３ページまででございます。

計画の概要は、既存店舗の来客者用の駐車スペースを既存の１６台から２４台に８台分拡張する計画で、駐車台数の合計は、従業員用３台、搬入トラック用１台を加え、２０台から２８台に拡張しようとするものでございます。

事業を行う理由は、申請地の東側で事業を展開している既存店舗駐車場において、繁忙時間帯の来客者が利用する駐車スペースが不足しており、従業員の駐車スペース及び搬入トラックのスペースを利用している状況とのことで、来客車両が一時滞留している時もあり、搬入車両は、駐車区画に駐車できず区画以外のスペースを使用しており、来客者の車両通行に支障をきたしていることから、駐車場を拡張整備し賃貸借により貸し出すために計画されたとのことであります。

なお、本件申請地は、元々農振農用地であり、農振除外の過程において、昨年７月に本委員会農地部会等における現地確認、審議の結果、除外やむなしと認められた農地であり、本年９月２５日付けで農振農用地から除外された農地であります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第１種農地に該当すると考えられます。

ただし、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積は１，０３０㎡、その２分の１の面積が、５１５㎡に対して、申請地は４６０㎡であり、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の２分の１を超えないものに該当することから、例外的に許可できると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金で賄う資金計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、申請地北側と西側の農地に面する部分にはＬ型擁壁を設置し、碎石により埋立てを行った上で、既存の店舗と同様にアスファルト舗装を行う予定ですので、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

また、雨水排水につきましても、開発区域内にU字溝を設置し、既存店舗部のU字溝を経由したのちに道路側溝へ排水する計画となっておりますので、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1の案件につきましては、鵜澤英夫委員、お願いいたします。

○鵜澤委員 議案第2号、整理番号1について、調査報告申し上げます。

内容については、事務局の説明の通りです。

ただいま事務局の説明と重複になりますが、令和5年7月5日に開催した農地部会において支障なしと認めて、その後、令和6年9月26日に農振農用地から除外され、今回、農地法第4条の規定による許可申請に至ったものでございます。

去る11月3日に、齊藤農業委員さんと私で現地に赴き調査したところ、駐車場拡張用地ですので、周辺農地への支障はございません。

ただ、既存店舗への来客車両が非常に多くて、一時滞留している時もあり、道路に車の後部がはみ出している時もありました。

安全面においては、大変不安であると思います。

駐車用地として8台拡張されますが、まだ不十分であろうと思います。

以上が今回の調査結果でございます。

慎重審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1の案件について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1の案件について質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1について、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 それでは、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積計画の作成について」を議題とします。

なお、本日審議をいただく、整理番号11から14の案件は、今関喜明委員が、整理番号15の案件は、齊藤義信委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

つきましては、先行して、整理番号1から10の案件の審議をお願いしたいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○事務局 異議がないとのことですので、それでは、事務局から議案第3号、整理番号1から10について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員長に意見を求められたものでございます。

議案書の5ページ「利用権設定総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は10人、利用権の設定をする者は13人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が79筆で、面積61,401.93㎡、畑が4筆で、面積6,586.00㎡、田と畑の合計面積は、67,987.93㎡でございます。

次に、議案書の6ページから7ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が9件、更新が6件で、計15件でございます。

整理番号1から10の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、大網、田が10筆、7,626㎡、20年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号2、大網、田が1筆、1,190㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号3、富田、田が2筆、2,042㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号4、清名幸谷、田が1筆、254㎡、1年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg相当額、新規。

整理番号5、南飯塚及び北飯塚、田が4筆、5,368㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号6、南今泉、畑が1筆、3,874㎡、6年、金納、10a当たり5,000円、新規。

整理番号7、清名幸谷、田が12筆、8,414.93㎡、1年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg相当額、更新。

整理番号8、金谷郷、田が1筆、2,241㎡、2年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、更新。

整理番号9、大網、田が9筆、畑が2筆 合計10,408㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

なお、整理番号1から9の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

続きまして、整理番号10、細草、畑が1筆、525㎡、10年、金納、全面積で5,000円、新規。

整理番号10は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2」の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。

また、同条第3項第4号の規定に基づく農地中間管理機構の「公益社団法人 千葉県園芸

協会」において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。
それでは、整理番号1から2の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、議案第3号整理番号1及び2について、借受人が同一人のため、一緒に調査報告を申し上げます。

詳細については事務局の説明の通りです。

11月3日に加藤推進委員と借受人、貸付人と現地を確認しました。

整理番号1についてですが、申請地は、借受人が以前から耕作を依頼されて、耕作してきましたが、改めて利用権設定を行うとのことでした。

続いて、整理番号2ですが、貸付人は申請地を、以前、他の人に耕作を依頼していましたが、来年からはできないと返されてしまったので、隣を耕作していた借受人にお願いしたところ、引き受けてもらえるとのことで、今回の申請になったとのことでした。

整理番号1及び2の申請地も綺麗に管理されており、両案件とも問題はないと思われますが、慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第3号整理番号3の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明の通りです。

調査には11月1日に、関本推進委員さんとで、貸付人宅に伺い、話を聞きました。

今まで委託をしていた方は高齢のため、耕作できないと言われたことから、耕作してもらう方を知人に探してもらっていたところ、近くで耕作をしている借受人に話をしたところ、話が決まったそうです。

申請内容に間違いないので、よろしく願いしますということでした。

借受人には耕作地で会い、話を聞きました。

自作地に近く、作業能率もよく、前から貸付人は知っていたので、引き受けたということ

でした。

借受人は、機械も労力もそろっており、問題はないと思いますので、慎重審議よろしくお
願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号４の案件につきましては、鵜澤英夫委員、お願いいたします。

○鵜澤委員 農地利用集積、整理番号４について調査報告をいたします。

内容は、事務局説明の通りです。

１１月３日に、貸付人に電話にて詳細を聞いたところ、この農地は借受人の自作地に隣接
していることから、前から耕作を依頼しておりましたけれども、今回、貸付人である私が利
用権の設定をお願いしたところ、快く承諾していただきましたので、申請に至りましたとの
ことでした。

借受人にも電話で確認しましたところ、間違いのないことです。

慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号５の案件につきましては、齊藤義信委員、お願いいたします。

○齊藤委員 整理番号５について、調査報告を申し上げます。

理由としましては、事務局の説明の通りです。

１１月４日、高橋推進委員と、貸付人、借受人の自宅に伺いましてお話を聞きました。

貸付人は、農業ができなく、借受人は今まで耕作していた人ができなくなり、その人から
の紹介で引き受けました。

借受人は認定農業者で耕作地を増やしたいという、意欲的な農業者です。

問題はないと思いますが、慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号６の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 はい。

整理番号６について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局説明の通りです。

調査は１１月３日市東推進委員と申請地を確認しました。

また、借受人と貸付人には電話での確認をしました。

今回の申請に、双方とも間違いのないことでした。

借受人は以前から耕作依頼を受け、耕作していましたが、今回、正式に申請に至ったと
のことです。

特に問題はないと思いますが、皆様の慎重審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号１から１０について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号１から１０に対する質疑
を終結いたします。

それでは、議案第３号、整理番号１から１０について、一括して採決することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第３号、整理番号１から１０について、原案のとおり承認することに賛成
の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第３号、整理番号１から１０の案件は、原案のとおり承認する
ことを決定いたします。

◎議案第３号（整理番号１１～１４）

○議長 続きまして、整理番号１１から１４の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議
事参与の制限に該当します、今関喜明委員は、ここで退室をお願いいたします。

（今関喜明委員退室）

○議長 それでは、事務局から議案第３号、整理番号１１から１４について、説明をお願いい
たします。

○事務局 それでは、整理番号１１から１４の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、
設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでござい
ます。

整理番号１１、永田、田が３筆、３４６㎡、１０年、物納、１０ａ当たりコシヒカリ１等
米６０kg、新規。

整理番号12、永田、田が5筆、3,028㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

整理番号13、永田、田が4筆、2,579㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

整理番号14、富田及び南横川、田が23筆、10,960㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

なお、整理番号11から14の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号11の案件につきましては、鶴澤英夫委員、お願いいたします。

○鶴澤委員 それでは、農用地利用集積、整理番号11について調査報告を行います。

調査に当たりましては、11月3日、推進委員の小倉さんと私で、借受人にお会いし、お話を聞いて参りました。

お話によりますと、この農地は、貸付人の父親との約束で長年耕作させていただきましたが、今回、貸付人がその農地を相続されましたので、新規契約となりました。

また、貸付人は、地域外の方ですので、電話で確認したところ、間違いのないことでした。

委員の皆さんの慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号11から14について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号11から14に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号11から14について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号11から14について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号11から14の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、今関喜明委員を入室させてください。

（今関喜明委員入室）

◎議案第3号（整理番号15）

○議長 続きまして、整理番号15の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、齊藤義信委員は、ここで退室をお願いいたします。

（齊藤義信委員退室）

○議長 それでは、事務局から議案第3号、整理番号15について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、整理番号15の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号15、木崎、田が4筆、9、132㎡、6年、金納、全面積で地代24,000円、及び物納、全面積でコシヒカリ1等米540kg、新規。

なお、整理番号15の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号15の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号１５の調査報告、報告をいたします。

１１月２日、高橋推進委員さんと借受人に会い話を聞いて参りました。

今回の申請地は、以前より借受人が耕作しており、貸付人の名義を親人から息子さんに変更したため今回の申請となりました。

内容は、何ら問題はありません。

よろしくお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号１５について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号１５に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第３号、整理番号１５について、採決いたします。

議案第３号、整理番号１５について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第３号、整理番号１５の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、齊藤義信委員を入室させてください。

（齊藤義信委員入室）

◎報告第１号～報告第４号

○議長 続きまして、日程第６、報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」、日程第７、報告第２号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第８、報告第３号「千葉地方裁判所からの照会について」、日程第９、報告第４号「東京国税局からの照会について」、を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第１号についてご説明いたします。

議案書１７ページから２０ページをご覧ください。

農地法第３条の３第１項の規定による届出は６件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の21ページから23ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は5件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の24ページから25ページをご覧ください。

千葉地方裁判所から、農地等の現況に係る照会は2件でございます。

裁判所から照会のありました農地の所在地、照会目的及び対象者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認しました。

千葉地方裁判所には、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の26ページをご覧ください。

東京国税局からの照会は1件でございます。

国税局から照会のありました農地の所在地及び対象者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認しました。

東京国税局には、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第6から日程第9の報告事項を終了いたします。

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 特にございませんか。

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第31回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3時52分)

上記会議の顚末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月8日

農業委員会会長

内山 充弘

署名委員

平賀 久雄

署名委員

斉藤 義信